

Title	堀江博士著 労働組合論
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.5 (1920. 5) ,p.733(139)- 735(141)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200500-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

老癯保險は疾病保險と共に社會政策的保險として、等しく重要なるものである。而して災害保險及び疾病保險の場合と同様に、友愛組合又はは勞働組合がその經營の任に當つたものである。然し乍ら、今尙はその發達は頗る幼稚の域を脱することが出来ない。思ふに此の種の保險が不振なる原因は第一に、一般下級勞働者にして收入寡少なるものは疾病及び災害に對する準備に急にして、到底老癯に對する準備を行ふの餘裕に乏しきこと。第二に、保險費用の多額を要すること。第三に、保險金支拂期の長期に亘るか又はその金額の多額に上るべき本質上の缺點あること。第四に、保險料の算定が煩雜にして困難なること等を數へることが出来やう。故に老癯保險の發達したる佛蘭西に於ても、全數の約一割の組合が、此の種の救済を實行してゐるに過ぎない。其他英吉利、白耳義等の諸國に

於ても見るべきものは寔に少ない。右の外に雇主の講ずる老癯救済の制度として年金制度があるが、その施設は一部少數者の實行するに止つてゐる。

老癯保險の必要は今更説くにも及ぶまい。しかも之れに對する私設の制度が、斯くの如く萎微不振の状態にあるを知る者が、官營老癯保險の必要を提唱するに至るは當然の徑路である。此の點に關する主要國の沿革を見るに、先づ獨逸が最初に保險法を發布したるは一八八九年六月二十二日にして、其後數回の修正を経て、一八九九年に發布せられたる改正法を以て、現在に及んでゐる。佛蘭西の老癯保險の沿革は一八五〇年の國立養老年金保險局の制度に初まり、其の後十數回の修正又は改正の後、現行制度は一九一〇年四月五日の改正法によりて實施せられたるものである。其外に於てはルクセンブルグ、

ルーマニア、瑞典の三國が強制老癯保險法を有するに過ぎない。尙ほ特殊産業に従事する勞働者に對する、強制保險及び養老年金制度に就ては研究を他日の機會に譲ることとする。(未完)

新刊紹介

堀江博士著 勞働組合論 (社會叢書)

四六版約二百頁
定價金二圓四角文堂發行

社會問題は社會の現狀に戀々たる一派の保守的思想と之に對して不滿を有する一派の急進的思想との抗争によつて益々紛糾すと雖も、其間に自から情勢の推移動かす可からざるものあり然も此の推移の方向及遲速はまさに社會運動の方向並びに遲速を決定するものにして勞働問題の解決もこの趨勢に隨順するによつて見出され得可きの理也。然るに勞働運動によつて特にそ

の特權の脅かさるゝを懼るゝ資本家階級は別とするも政府當局者の此の理に暗く偏頗にして頑迷なる、爲めに我國勞働運動の傾向並びに其の社會に及ぼす影響につきて寒心す可きものなしとせず。實に吾人は堀江博士の『我國當面の勞働問題を解決するには當局者の知見を開發するを以て急務の一なりとす可き也』と云へる言に贊せざるを得ず(本書二二六頁)

されば妥協的政策を斥け『飽くまでも闘争的職分を有する職工組合を我國に起し大に勞働者の利益を發揚したる後に於て資本家と云ひ勞働者と云ふが如き階級的差別を撤廢する時の來るを促さんと已まざる』堀江博士著勞働問題の現在及將來。序文)博士の新著『勞働組合論』は眞に我國勞働運動の指鍼とす可き也。

それ、勞働結社は勞働者の權利也。よし勞働力は今日に於ても疑もなく一個の商品たりと雖

労働者其ものは一個の人格なれば『人として種々の権利を有す可く而して其権利の内に於て團結権は資本家に對して労働者の地位を對等のものたらしむるの故を以つて特に尊重せざる可からざる也。既に資本家は今日の經濟組織に於て團結の自由を有し結社の権利を收む。…即資本家は資本家として有する特殊の方便に依り結社の自由を利用する事の盛なる以上は労働者が之に對する爲めに團結権を利用す可きは當然の數也とす可し』とせる博士の明快なる所論は労働者結社権に對する公平なる見解と云ふ可し。

(本書一九一—二〇頁)

然もかの労働組合の罷業權について逡巡曖昧なる論客の夥しき中にあつて博士が最も明晰且つ大膽に労働組合の闘争的職分を主張し現在の資本に對する労働の關係を良好ならしめ『労働者をして資本家に對抗するを得るまでに有力

なるものたらしむるの道は一に労働組合の組織に外ならずと雖も然も組合の勢力は同盟罷業を背景として闘争的職分を行うの一事に存し隨つて労働者の権利を發揚せんとする以上は團結權と罷業權とは兩々相關聯して離る可からざるもの(本書六五頁)にして『權利として外面に出現する時は二種の權利なれども其活用より見る時は二種の權利中其一を分離するを許さず二者相關聯して始めて相當の效果を生ずるもの也』(本書二二—二二頁)と論斷せるは吾人の快しとする所也。

然れ共労働組合の軌近の傾向として看逃す可からざるは産業管理權に對する労働者階級の要求也。労働運動は労働條件改善より一步を進めて現在資本家の掌握せる産業の支配權を労働者階級の手に移し所謂産業の民主的管理經濟組織の改造を目的とするに至りぬ。蓋此の傾向は在

來の労働組合が動もすれば労働者中の貴族的階級を形成し労働者と稱する一階級中に於て利害の相反撥する二種の階級を生せんとする傾向あるに對し、こゝに全労働者を網羅し一階級として結合を要求するインダストリアルユニオニズの運動に外ならずと雖も此傾向に對する博士の見解及び態度は當に注目し値す可し。即『社會に於ける總ての人が衣食住に豊にして文明生活の利益に浴することを希はず所有階級に居る者に奢侈と權勢とを加ふることを欲するに過ぎざる』資本主義の經濟組織の下に『從來の労働組合の如き之に屬するを得る労働者に或利益を與ふるに止まり總ての労働者をして同様の利益を享受せしむるの望なきものとすれば之に對抗して總ての労働者を對手とする産業的組合の主義の主張せらるゝは偶然に非ざる也』(本書一一三—

四頁)とし、労働組合が近き將來の社會組織に於

て爲す可き發展の道は『唯一の政治に於けるものみに止まらず此以外に種々の道の存するを知らざる可からず。而して社會に行はるゝ學說若しくは社會改良家の計畫は労働組合を基礎として力を他に及ぼさんとする趣あり。』と(本書二三頁)。

其は兎に角、吾人は、我國の労働運動が統一的組織を有する能はずして整然たる規律を欠き雜然無秩序の中に喧騒を極むる事は、徒らに當事者の反感を強うし社會の安定を危うするのみにして何等利する所なく、又人心を收攬するに敏なる野心家の跳梁するあり、其運動が實を去りて虚につかんとするを悲しむを以つて、労働運動の歸向す可き所を示し之に統一的組織を與へんとする博士の努力を欣ぶと共に其の『労働組合論』を推稱せんと欲す。(奥井復太郎)